

議案第45号

富士見市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定する。

令和8年6月2日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

地方自治法の一部改正に伴い、富士見市監査委員条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市監査委員条例の一部を改正する条例

富士見市監査委員条例（昭和42年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。